

日本法教育研究センター・コンソーシアム規約

2017年5月22日採択（発起人団体代表者会議）

第1章 総則

第1条（名称）本コンソーシアムは、「日本法教育研究センター・コンソーシアム」（略称「CJL コンソ」）と称する。

第2条（目的）本コンソーシアムは、法学の研究・教育分野におけるアジアを舞台とした国際交流を促進するために、名古屋大学大学院法学研究科および同法政国際教育協力研究センター(以下、CALE という)が運営する日本法教育研究センターの事業に参画することを目的とする。

2 本コンソーシアムは、名古屋大学大学院法学研究科が定める「日本法教育研究センター・ミッションポリシー」（別添）を承認する。名古屋大学大学院法学研究科は、同ミッションポリシーを修正する場合には、本コンソーシアムと十分な協議を尽くさなければならない。

3 本コンソーシアムは、前項にいうミッションポリシーに基づく日本法教育研究センターの事業に貢献する。

第3条（事業）本コンソーシアムは、次の事業を行う。

- ①日本法教育研究センターの運営方針についての、名古屋大学大学院法学研究科およびCALE との協議
- ②日本法教育研究センターおよびそのネットワークを利用した教育（学生募集を含む）・研究事業の調整
- ③日本法教育研究センターの経験を生かした、アジア諸国における日本法の教育方法（教材を含む）開発
- ④その他本コンソーシアムの目的に合致する教育・研究支援関連事業

第2章 構成員およびオブザーバー

第4条（構成員）本コンソーシアムの目的に賛同し、規約を承認する団体および個人は、理事会および総会の承認を得て、次の各号の 카테고리別に、本コンソーシアムの構成員となることができる。

- ①団体正会員：日本国内の大学の部局、ただし、理事会の提案により総会が承認することを条件として、大学の規模その他の事情により、大学を単位とする加入を妨げない。
- ②個人正会員：日本法教育研究センターの活動に専門的関心を有する研究者・実務家
- ③協賛会員：日本法教育研究センターの活動を支援しようとする団体（①を除き、法人

格の有無にかかわらず) および個人 (①の構成員および②を除く)

- 2 団体正会員 (その個人構成員を含む) および個人正会員は、日本法教育研究センターのミッションポリシーに従い、かつその健全な運営を害しない限りで、日本法教育研究センターの施設やサービスを優先的に利用することができる。
- 3 団体正会員は、本コンソーシアムにおいて、すべて平等に取り扱われる。本コンソーシアムは、団体正会員の個人構成員と、個人正会員との平等な取扱いを確保するよう努める。本項の規定は、本規約で定める年会費および年会費額に応じた総会での票数の規定の適用を妨げない。
- 4 1項各号の構成員は、本規約に定める年会費を納入しなければならない。

第5条 (オブザーバー団体) 理事会は、国または地方公共団体の機関のように、その性格により団体正会員または団体協賛会員となることが適切でない団体を、本コンソーシアムに対する恒常的な助言を求めため、オブザーバー団体となるよう招請することができる。

- 2 前項の招請を受けた団体は、その受諾によりオブザーバー団体となる。

第6条 (脱退) 本コンソーシアムの構成員は、事務局にその旨を通知することにより、本コンソーシアムから脱退することができる。ただし、脱退通知の到達日の属する会計年度の年会費は支払わなければならない。

第3章 役員および機関

第7条 (役員・顧問) 本コンソーシアムに、次の役員をおき、団体正会員の個人構成員および個人正会員のなかから、総会において選任する。

- ①会長： 1名 (本コンソーシアムを代表する)
- ②事務局長： 1名 (本コンソーシアムの事務を統括する)
- ③理事： 5名程度
- ④監事： 2名 (本コンソーシアムの財産および業務の執行を監査する)

- 2 前項の役員の任期は、選任された定期総会から次年度の定期総会までとする。役員が任期途中で辞任または資格を喪失したときは、当該役員に所属する団体正会員は、後任者を指名することができる。その者は、理事会の承認を条件として、残任期間、当該役員の役職を務めるものとする。

- 3 本コンソーシアムに若干名の顧問をおくことができる。顧問は、団体正会員の個人構成員または個人正会員から、理事会の推薦に基づき、総会において選任される。

第8条 (総会の構成・議決) 本コンソーシアムの意思決定機関として、総会をおく。総会は、少なくとも年1回開催される。総会においては、団体正会員および団体協賛会員は、それぞれが指定する代表者により代表される。

- 2 総会は、次の各号の要件のいずれをも満たすことで成立する。出席には委任状による

ものも含む。

①団体正会員の過半数が出席すること

②合計して、総会における票数の半数を超える団体正会員および個人正会員が出席すること

3 協賛会員は、総会に出席し、発言することができるが、議決権を有しない。

4 議決にあたっては、可能な限り広範な合意を確保するよう協議を尽くしたのちにのみ票決に付すことができる。

5 票決の場合には、次の各号のいずれをも満たすことにより、総会の議決として成立する。

①出席団体正会員の総票数の過半数の賛成

②出席正会員の総票数の過半数の賛成

6 第14条4項の規定の適用を害することなく、団体正会員は、総会の議決に際して、各6票を行使することができる。個人正会員は、各1票を行使することができる。

第9条（総会の権限） 次の各号については、総会の議決を要する。

①本規約の採択および改正

②入会の承認。ただし、理事会による承認をもって直ちに構成員としての地位が発生し、総会の承認が得られない場合には、遡及的に入会が取り消されるものとする。

③役員・顧問の選任

④活動方針の決定

⑤予算および決算の承認

⑥本コンソーシアムの解散

⑦その他本規約により総会の議決事項とされている事項

第10条（理事会）本コンソーシアムの会務執行機関として理事会をおき、会長、事務局長、理事により構成する。監事は理事会に陪席することができる。

第11条（専門作業部会）理事会は、本コンソーシアムの専門的事業のために、専門作業部会を設けることができる。

第12条（事務局）本コンソーシアムの事務局を、CALEにおく。事務局は、理事会および監事の監督の下、事務局長の責任において日常的な会務の調整を行う。

第4章 財政

第13条（財政の原則）本コンソーシアムの財政は、会費、寄付金、補助金その他の本コンソーシアムの目的に合致する収入でまかなう。

2 本コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第14条（年会費）本コンソーシアムの年会費を次の各号のように定める。

①団体正会員 3万円

②個人正会員 5,000 円

③協賛会員 団体1口3万円、個人1口1,000円

2 前項①号の規定にかかわらず、一つの大学で複数の部局が団体正会員となっている場合は、それらの団体正会員の年会費を、大学単位で3万円を限度として、減額することができる。

3 前項の規定の適用および減額された年会費の決定は、理事会の提案に基づき、総会の議決による。

4 前2項の規定により、3万円未満の年会費が定められた団体正会員は、総会においてその年会費額5,000円ごとに1票を有するものとする。

第15条（正会員会費の用途の限定）本コンソーシアムの団体正会員および個人正会員の年会費収入は、日本法教育研究センターのランニングコスト（特任教員の人件費を含む）に支出してはならない。

第5章 雑則

第16条（最初の事業年度）本コンソーシアムの最初の事業年度を、2017年4月1日から始まる1年と定める。

第17条（効力発生）本規約は、第1回総会における採択によって、遡って効力を発生する。

第18条（経過規定）第1回総会において役員が選出されるまでの間、本コンソーシアムの発起人団体の代表で構成する会議体が、本規約の規定に従って理事会の職務を遂行する。

（別添）日本法教育研究センター・ミッションポリシー

発展途上国ないし体制移行を経験した国である母国の法の現状・構造的問題を理解し、母国の法制度について基礎的な知識を持ちながらも、それに対して批判的な問題意識を持つことを通じて、母国に必要とされる法改革に貢献でき、かつ、日本との懸け橋となるような人材を育成し、そのための教育研究上の協力関係を発展させる。